

26 西審個議第 7 号
平成 26 年 6 月 4 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

個人情報の収集及び目的外利用について

平成 26 年 5 月 13 日付 26 西企企第 43 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答
申

平成 26 年 6 月 4 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の取扱いについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金（以下これらを「臨時給付金等」という。）の支給に際し、支給対象者の把握のため、企画部企画政策課臨時給付金担当（以下「臨時給付金担当」という。）が市の実施機関内部及び東京都等の外部機関から、必要とする個人情報の提供を受ける。
- (2) 臨時給付金担当は、提供された個人情報により臨時給付金等の支給見込対象者を抽出し、申請書の送付を行う。
- (3) 申請のあった臨時給付金等の支給決定に当たり、臨時給付金担当は、提供された個人情報により、支給要件又は加算措置の要件に該当するかどうかを審査する。なお、申請書には、支給に必要な個人情報を市が公簿確認することへの同意欄を設け、本人同意を得る予定である。

第2 個人情報の種類

臨時給付金担当が提供を受ける個人情報の種類及び情報保有機関は、次のとおりである。

[給付対象者関係データ]

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	住民基本台帳	平成26年1月1日（以下「基準日」という。）及びその後における死亡者、転出者の氏名、生年月日、性別、住所及び続柄	市（市民課）
2	生活保護	ア 基準日における被保護者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成26年1月2日から3月31日までに保護が廃止又は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（生活福祉課）
3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付	ア 基準日における支援給付の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成26年1月2日から3月31日までに支援給付が廃止又は停止となった者の氏	市（生活福祉課）

		名、生年月日、性別及び住所	
4	配偶者からの暴力を理由とした避難事例	基準日現在に配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者及び同伴者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び現住所	市（市民課、保険年金課、子育て支援課及び協働コミュニティ課）
5	施設入所等児童等	施設入所又は里親の元に措置されている児童等の氏名、性別、生年月日及び入所等年月日	東京都
6	措置入所高齢者	虐待を受けたことにより、施設に入所している高齢者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（高齢者支援課）
7	措置入所障害者	虐待を受けたことにより、施設に入所している障害者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（障害福祉課）
8	児童手当	平成26年1月分の受給者及び平成26年度支給対象者の氏名、生年月日、性別、住所及び振込口座	市（子育て支援課）
9	介護保険	平成26年度の介護保険料特別徴収候補者の氏名、生年月日、性別、住所及び基礎年金番号	市（高齢者支援課）

〔加算対象者関係データ〕

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	児童扶養手当	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（子育て支援課）
2	特別児童扶養手当		
3	予防接種健康被害救済給付金	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（健康課）
4	障害児福祉手当	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（障害福祉課）
5	特別障害者手当		
6	経過的福祉手当		
7	原子爆弾被爆者医療特別手当等	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	東京都

8	毒ガス障害者特別手当等	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	厚生労働省
9	ガス障害者特別手当等	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	国家公務員共済組合連合会
10	新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	厚生労働省
11	副作用・感染被害救済制度	平成26年1月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
12	老齢基礎年金	平成26年3月分の受給権者の基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、氏名及び住所	日本年金機構
13	障害基礎年金		
14	遺族基礎年金等		

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった臨時給付金等の支給事務に伴う個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについて次のとおりとする。

(1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて

臨時給付金担当は、臨時給付金等の支給見込対象者の抽出及び支給要件又は加算措置の要件の確認のため、第2に掲げる個人情報保有機関から必要とする個人情報の提供を受けることとなる。そのために該当者に係る個人情報を、本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第2項第5号に該当すること。）及び市の実施機関内部（第2に掲げる個人情報保有機関）が目的外利用すること（条例第10条第2項第4号に該当すること。）を、いずれも認める。

(2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知を行わないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、臨時給付金担当の個人情報の収集及び当該個人情報の取扱い並びに個人情報保有機関から臨時給付金担当への個人情報の提供に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外利用の理由について

(1) 公益上の必要性

臨時給付金等の支給は、平成 26 年 4 月からの消費税率の引き上げに際し、低所得者世帯及び子育て世帯への緩和措置として、国の方針に基づき各市区町村が実施するものである。

臨時福祉給付金に関しては、平成 26 年度市民税非課税者であることが支給要件とされ、老齢基礎年金等の受給者には加算措置がある。また、子育て世帯臨時特例給付金に関しては、原則として平成 26 年 1 月分の児童手当受給者で、前年中の所得が一定の額以下であることが支給要件とされている。

これらの支給要件及び加算措置の要件を確認し、支給事務を円滑かつ速やかに執行するために、市及び外部機関が保有する個人情報を活用することには、公益上の必要性が認められると判断した。

(2) 市の個人情報の管理体制等

個人情報の管理については、条例第 3 条に実施機関の職員の責務規定があり、職員がこの禁止事項に抵触する行為を行った場合、市の服務規程、条例、地方公務員法、地方税法その他関係法令の罰則の規定の適用を受けることとなる。

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

ア 外部機関からの支給対象者の個人情報の提供に際して、電子データにより送付を受ける老齢基礎年金等の受給情報については、第三者からのアクセスができない専用回線を用いて送受信を行う。

イ 提供を受けた支給対象者の個人情報に関する物理的セキュリティ対策としては、紙媒体によるものについては臨時給付金担当が施錠可能なロッカーに保管することとし、電子情報については専用システム上に保管する。同システムに保管されている情報については、アクセスを許可された職員に対してパスワードを発行するなどして、不正なアクセスを防止する対策をとる。

ウ 人的セキュリティ対策としては、当該個人情報は、臨時給付金担当に配属された職員及び市との契約により派遣会社から派遣される事務補助員に限り取り扱うことができるものとし、臨時給付金担当課長が管理責任者となる。また、担当職員が税情報を取り扱うに当たり、当該職員に市民税課への兼務辞令の発令を行い、地方税法に規定する守秘義務違反とならないよう措置する。

エ 支給事務終了後、不要となった個人情報は速やかに廃棄又は消去し、必要な情報のみを庁内サーバ上に保管する。

以上の説明から、審議会は、提供を受けた個人情報の管理体制は十分

に措置されることになると判断したが、支給事務の過程における個人情報の取扱いに関して、委員より懸念事項の指摘があった。このことについては、第5 附帯意見において述べることとする。

2 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、収集した個人情報の利用範囲が市内部に留まること、支給対象者が多数に上ることが見込まれ、本人に通知することにより支給事務の実施に支障をきたす恐れがあること及び申請時に本人同意を得ることから、行わないことについて妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

(1) 臨時給付金等の支給事務は、短期間のうちに多数の申請書等の処理をする必要があるため、市職員のほか、派遣社員による事務処理を予定しているとの説明を受けた。当該派遣社員は、給付事務に使用する専用システムへのアクセスができるようになることから、正規職員と同様に提供された個人情報に触れることとなる。

(2) 地方自治体における個人情報保護に関しては、正規職員以外の者が住民の個人情報を取り扱うことにより、漏えい等に係るセキュリティリスクが高まることが懸念されるところである。

実際に、かつて、他の自治体において、非正規職員による個人情報の漏えいの事例が発生している。また、故意による漏えい以外にも、業務上知り得た個人情報を不用意に口外し、結果として情報漏えいを引き起こす危険性も存在する。

(3) 臨時給付金等を支給するために収集・目的外利用をする個人情報には、氏名、性別、生年月日、住所等のほかに、生活保護受給の有無等、非常に秘匿性が高い内容が含まれている。このような情報が流出した場合は、犯罪にも悪用されかねないことから、絶対に流出・漏えいがあるてはならない。万一、情報流出事故があった場合、被害は甚大であり、一度流出した情報の回復は不可能である。

(4) 審議会としては、市が給付事務を実施するに当たっては、条例及び西東京市情報セキュリティポリシーに則り、システムへのアクセス制御、アクセスログの保存等の物理的なセキュリティ対策のほか、個人情報を取り扱う者に対する適切な研修の実施等により個人情報保護の周知徹底を図るなどの人的な対策を講じ、絶対に漏えい等の事故が発生しないように努めることを求めるものである。

第6 審議経過

審議会の開催日	内容
平成26年5月13日	諮問及び審議
平成26年6月4日	答申

以上